

[関係条約法令一覧]

○環境基本法

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

○自然環境保全法

自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、自然環境保全地域等の保全などを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律。

○自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律。

○自然再生推進法

自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律。

○生物多様性基本法

我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律。

○生物多様性条約

「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）と同じく、1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）にあわせて採択された条約です。この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、さらには人類存続に欠かせない生物資源の消失への危機感などが動機となり、それらの保全と持続可能な利用に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成されたものです。日本は、1993年5月に18番目の締約国として同条約を締結し、同年12月に条約が発効しました。条約の目的には「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」に加え、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」を掲げています。採択から20年以上が経過し、生物

多様性条約は 194 ヶ国と EU が参加する世界最大級の環境条約に発展を遂げました。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

希少野生動植物種を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることについて定めた法律。

○鳥類の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。）生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とした法律。（平成 27 年 5 月 29 日施行。）

○動物愛護管理法

動物の虐待・遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした法律。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や飼養等を規制し、防除等を行うことを定めた法律。